

第2回 広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会 議事要旨

委員会の名称	第2回 広陵町の公民館建替及び文化芸術の振興のあり方検討委員会
開催日時	令和2年8月2日（日） 10:00～12:00
開催場所	広陵町役場3階 大会議室
出席委員の氏名 及び人数	中川幾郎委員、松本茂章委員、石井保雄委員、良佳信委員、 坂口忠雄委員、寺井保委員、大藪慎二委員、松井宏之委員、 生嶋純子委員、宿久和美委員 計10名
欠席委員の 氏名及び人数	竹井三男委員 計1名
出席職員 の職・氏名又は人数	<事務局> 町長部局 企画部長 奥田育裕、企画政策課長 尾崎充康、同課長補佐 芝賢明、 主任 植村亮太、主事 平上詩織 <事務局> 教育委員会事務局 教育委員会事務局長 池端徳隆、生涯学習スポーツ課長 増田晴彦、同 課長補佐 池島清隆 <運営支援> 特定非営利活動法人NPO政策研究所 直田春夫、田中逸郎、谷内博史
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	-
傍聴人の人数	2人
議題 又は 協議事項	1 開会 2 委員長あいさつ 3 講演会（学習会） 4 講義に対する質疑応答 5 その他（今後のスケジュール等） 6 閉会
会議の記録（要旨）	
議事／発言者等	発言内容等
事務局	○開会 ○資料の確認
2 委員長あいさつ	
中川委員長	○今日は第2回目です。静岡文化芸術大学教授の松本茂章さんに講演していただきます。現在は、滋賀県草津市の文化審議会の副会長（中川が会長）を務めていただいています。 ○この委員会の役割は、公民館建替はどうあるべきかという問題がありますが、この広陵町の文化行政・文化政策がどうあるべきかを議論する場であることをふまえたお話しをお伺いしたい。ハードだけではなく、ソフト事業、さらにはそれを支える住民のあり方、住民と行政の協働の

	<p>あり方を総合的に議論しないと文化政策は見えてきません。</p> <p>○広陵町の位置からしても、近隣（自治体）との連携を抜きにしては考えられない。私は現在近隣の香芝市及び王寺町の総合計画審議会会長を務めています。連携のあり方についても、広陵町からの視点も、他自治体からの視点も、ともに持ち合わせる立場にあり、広い視野からも見ていきたい。</p> <p>○では、松本先生のお話を伺い、皆様の論議を深めていただきたい。</p>
3 講演会	
松本茂章静岡文化芸術大学教授	<p>○先般、滋賀県草津市文化審議会副会長に任ぜられました松本です。</p> <p>○「地域ガバナンスと文化振興－官民協働の文化政策から少子高齢化の日本を考える」と題してお話しをさせていただきます。まず、日本の文化政策や文化施設がどうなっているか、というところから始め、具体的事例として三つの施設についてお話し、最後にまとめとして広陵町への提言についてもふれます。</p> <p>詳細、別紙資料</p>
中川委員長	<p>○今の講義についての質疑応答に入ります。</p> <p>○質疑は、配布しています質問票に、1感想として、印象に残った事例、広陵町で取り入れたい事例を、また、2質疑として、質問したいこと、疑問に思ったことなどを書いて提出してください。感想、質疑等は後ほど委員会で共有したいと思います。</p>
休憩	
4 講義に対する質疑応答	
中川委員長	<p>○再開します。</p> <p>○まず松本先生の講演をふまえて、私なりの考えを申し上げたい。</p> <p>○事例は、新しい施設をつくるのではなく既存の施設をどう利活用するかという観点から選ばれていた。大事なことは、場（施設）の機能をどのようにデザインしていくか、また管理運営していく主体をどのように形成していくか、ということです。管理運営については、すべてを役所にさせるということではなかった。住民も一緒になって管理運営する、すなわち経営を担うという発想があったことが重要です。</p> <p>○もう一つは、資金調達の問題です。イニシャルコスト（建設費）については別途議論するとして、ランニングコストをどうするか。これは施設の維持管理経費もあるが、文化芸術的事業を実施するための資金をどう生み出していくかということです。事例では、多様な方面から調達しないといけない、ということを示していただいた。従って、そこには相当の経営能力を備えた集団が必要ということです。</p> <p>○その人材を、松本先生は「地域デザイン人材」と呼んでいる。言い換えれば、アートコーディネーターとかアートファシリテーター、アートマネジャーということになる。芸術家をそこに投入するのではない。そ</p>

	<p>うではなく、アーティストと地域、住民、学校（子ども）などをつなぐ役割を持つ存在が必要ということです。</p> <p>○なお、三つの事例は社会教育法や行政財産の対象だけではなく、それらの枠をはずされたものもあり、自由度も大きく、公民館とはやや性格が異なっていることも留意しておく必要がある。公民館は、社会教育法第23条により、営利、政治、宗教活動を行ってはならないが、劇場音楽堂法（劇場、音楽堂等の活性化に関する法律）に準拠する施設にはそういった制約はないことも念頭に置いて考えていく必要がある。</p> <p>○また、施設の文化芸術事業については、来てもらう（インリーチ）だけでなく、来られない状況にある人々のために出かけていく（アウトリーチ）活動が必要で、そのための事業も考えていく必要があることを示唆していた。例をあげると、滋賀県のびわ湖ホールでは湖北の小学校などにホール所属の合唱団やアンサンブルが出かけて行って聞いているし、民間の病院でロビーコンサートなども開いている。そういった姿勢が求められているということです。</p>
中川委員長	<p>○では、出された質問票を類似のものはまとめて紹介し、回答をしていくという形で進めます。</p> <p>○最初は、1) 少子高齢化に対応した建物とはどんなものか、2) 少子高齢化におけるコミュニケーションの場とは、3) 広陵町として文化交流とコミュニケーションを進めるにあたり運営方法と運営資金の調達方法は、4) 身の丈にあった計画運営とは、という質問です。</p> <p>○お答えはこんなところでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 公共施設ではノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの視点からの建物設計が義務化されている。福祉の視点から建物等の総合的チェックが必要。 2) 多世代が出会える場づくりだけでなく、事業（活動）を通してつながることが大切で、それをスムーズに進めるためには世話役、コーディネーターが必要。 3)、4) については、今日は議論をする時間がないため、今後の課題としたい。 <p>○行政から収入を受けることで活動内容に対する制限があるのでとは心配したが、補助金だけに頼らない資金調達や、多様な方法で実際の運営費をまかなう努力は大切と感じた。これは感想です。</p> <p>○次世代のためのトップアスリートの活用や、アスリートのセカンドキャリア形成の場づくりとしてスポーツ施設を活用するというやり方は素晴らしい。広陵町でも取り入れてほしい、という意見。</p> <p>○運営方法には、直営、委託等いろいろなパターンあり、可能性は広がると感じた、という感想。行政だけの資金でなく運営していける可能性に感銘を受けたという感想。</p> <p>○施設を整備するにあたって使用料の負担の考え方について、この場合土地代はどうするのか、という質問。公共施設を整備する場合、行政は土地代は初期投資として取得する場合と既に持っている場合があるが、</p>

	<p>多くの自治体では土地代をカウントに入れないことで、使用料を比較的安く抑えることができている。そこが民間事業との違い。また、使用料の決め方では、建物の減価償却、管理費・光熱費等を考えに入れて計算するが、そうすると一般的には相当高くなる。ということで、実際には住民が負担可能な範囲でおさめることが多い。独立採算で使用料を設定しているわけではない。収支があわない部分は、利用者以外の住民が負担しているのが現状で、常にそこを認識しておかないといけない。</p> <p>○行政財産と普通財産との違い、普通財産にして自由に広く使用できるようにすればよいのではないか、という質問。講演で紹介された事例には、普通財産にすることで用途の制約をはずしている例があったが、行政財産の普通財産への転用には議会の議決が必要で、公開の場できちんと説明する必要があり、非常に難しい関門である。また、施設設置に国や都道府県の補助金を受けている場合は、施設を当初の目的外にするためには補助金返還が必要な場合がある。講演では政治的背景には触れられなかったが、実際は市と市民の政治力が必要となります。</p> <p>○21世紀型、評価の定まっていない文化芸術支援として、先を考えたまちづくりをしてほしい。どんな館にするか何度も話し合い、皆が参加できる館づくりであってほしい。また子どもや大人がスポーツや芸術的なことにたくさん使用できる場にしたい、という意見です。その通りだと思います。</p> <p>○公務員の決まったことしかないやり方より、住民の自由な発想を取り入れ、住民に活躍してもらって、地域のコミュニケーションをはかり、文化的なまちになることで広陵町は活性化すると思うという意見です。その通りだと思います。</p> <p>○文化芸術の問題だけでなく、広く広陵町の問題へ掘り下げることが必要と感じた、という意見。その通りだと思います。</p> <p>○ある程度レベルの高い、みなさんの満足度の高い建物を建てようとする、膨大なコストがかかるが、その負担を他の町民にお願いしなければならない。そのコンセンサスをいただく訴えかけも必要、という意見。当然ですね。新しく建物を建てるときは議会の議決事項となりますから、公開で議論がなされます。いいものを建てたいという希望は理解できますが、それに付随するコスト負担の議論も必要となります。</p>
中川委員長	<p>○ここで、公民館行政に詳しい、前豊中市副市長の田中さんがいらっしゃいますのでご助言を賜ればと思います。</p>
田中逸郎前豊中市副市長/NPO政策研究所理事	<p>○豊中から来ました田中です。公民館について、経験からお話しします。</p> <p>○「公民館」とは、公共心を持った民をつくる館、というのが本来の意味です。なぜ、公共心を持った民をつくらなければならないのか。それは前の大戦に負けた後、それまでの国家に従い滅私奉公でやって来た国民ではなく、民主国家をつくる主体としての民を育成していかなければならないということでした。すなわち、戦争とか、貧困とか、差別とかによって自分の人生を自分らしく生きることを奪われた人達が、もう一</p>

度学び直すことができるようにということで社会教育法に位置づけられたものです。

自分らしく生きるために学ぶことは一人でもできます。集団でもできます。また、カルチャーセンターのような所でもできる。これを公民館でみんなでやることの価値は、一人でやると、挫折する人も出てくるし、唯我独尊的になっていく人も出てくる。公民館でグループ学習すると、学習の機会がなかった人たちが「学び直す」ことができるだけでなく、他者の考え方を知り、互いに励まし合ったり教え合ったりと「学びほぐす」ことができる。

もう一度言いますが、公民館は、戦争、貧困、差別等で学習する機会を奪われた人が「学び直す」「学びほぐす」ための施設です。だから、今現在公民館を使っている人だけが、自己実現や趣味教養を高める場として独占してはダメなんです。みんなに学習する機会や権利を保障するためにつくられた社会教育施設だから。大げさに言えば、誰もがいつからでも自分らしい生き方ができるよう、いわば人生をリ・スタートするための施設です。だから税金でつくる意味がある。

ということは、公民館はみんなに開かれていないといけない。貧しいとか、介護等で忙しいとか、障がいがあるとか、様々な事情で今利用できない人にとっても役に立つ公民館でなければならない。公民館をターミナル、電車のプラットフォームとしてイメージして下さい。あちこちに行く線があり、休憩できるベンチもあれば、駅の周りにはバスやタクシーもある。あちこちから人が来られるし、あちこちへと出かけることができる。そんな感じで、公民館で学んだスキルを地域や学校や福祉の現場等に広げる。あるいは、福祉施設や医療施設等に出かけて行って、サークルで研鑽した合唱や俳句、絵画などを見てもらい、多世代交流を深める。こうすると、公民館をよく利用する人と、さまざまな理由で利用できない人とが繋がってきます。そうすると、これまで公民館を利用していなかった人も公民館というプラットフォームに集まってきます。そして、新たに集まってきた人も学び直し・学びほぐしをして、今度はその人たちが地域や学校等に出かけて行って、成果を還元し、交流を広げることができます。人と人とが繋がっていきます。

こういう公民館を広陵町につくれたらいいなと思います。人と人とが学び、役立ち、つながり、生き直しができるプラットフォームとしての公民館をつくってほしい。各地域には自治会館や商店街の空き店舗などさまざまな活動ができる施設があります。それらが公民館を核としてつながり、ネットワークされていく。これが、これからの公民館の姿であり、こうした取組みを現在では「生涯学習」と呼んでいます。学んだことをもとに、自分だけが豊かになるのではなく、人とつながり、社会に役立つ。だから公共性があり、税金でやっていく意味があるということです。

中川委員長

○ありがとうございました。

○今の話しを受けて、公民館とは何なのかという原点に立ち返って、認識を共有し、広陵町の公民館のあり方の検討のスタートとしたい。

○ひとつ補足すると、かぐや姫ホールは公民館の附属施設となっていると思うので社会教育法の範疇だろうが、公共ホールということで劇場音楽堂法の範疇にもあると思われる。社会教育法に準拠する面と、劇場音楽堂法に準拠する面とがあり、このどちらの法も勉強しておく必要がある。さらに、文化芸術基本法（2017年改正）の精神も押さえておく必要がある。

○劇場音楽堂法には、学校教育と連携すべきことが明記されている（第15条）。さらに、法の運用指針（「劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針」）には、障がい者等福祉機関・医療機関との連携、地域コミュニティの活性化にも資するよう示されている。

○こういう流れを見ると、バブル時代の文化芸術施設、公民館等社会教育施設の考え方、つまり経済的に余裕のある人たちの余暇活動・お楽しみ、ひまつぶしという発想から脱却する方向に向かっている、ということがわかる。今では、バブル時代の名残の考え方にもとづく施設に公金を投入する意味はなくなったということです。

○そうではなく、貧困、障がい、介護等で時間がない人、病や加齢により動きづらい人、文化芸術（施設）にアクセスできない人たちにこそ文化芸術にふれ、享受する権利をもっている、ということが共通の認識となってきており、法にも反映されてきている。

○公民館等は、そういった文化芸術の供給施設であってほしいのです。社会福祉、社会教育、社会医療のための施設になることが重要です。法も、自治体がそういう方向で動くことを期待している。

○加えて、生涯学習についてもきちんと押さえておきたい。生涯学習の理念の中には、文化・芸術を学ぶ権利が本来あることが謳われている。ユネスコでは、生涯学習の目的の第一に「個人的自己決定能力の確立」をあげている。これは、自分の人生を自分の力で切り拓いていける能力を得るということ。たとえば、どんな地域に住んでも、自立した生活ができる、職業を自由に選ぶことができる、宗教を選択することができる等々は自己決定能力の発露です。この力の獲得が、公民館の第一目標にもなっている。

○次に必要なのは「集団的自己決定能力の確立」です。家族や組織、地域においてコミュニケーションできる力、人の話を聴き、人に話を理解してもらおう力、行動計画をつくる能力、交渉で折り合える能力などを育てること。すなわち、多様な人の中での合意形成・コンセンサス形成できる能力のことです。この能力を鍛えるのが公民館です。自分たちの住んでいる地域の歴史や現状を把握し、課題が生じたときに連帯して対応できる能力といってもよい。

○このような思想に基づいて、文化芸術基本法等においてキー概念とさえしているのが、「社会的包摂（social inclusion）」です。SDGsの最終目標である「誰も取り残さない社会をつくる」ということとつながっている

	<p>ることをご理解いただきたい。</p> <p>○広陵町の文化芸術のあり方も、こういう思想をベースに組み立て直していくことも大切ではないかと思えます。</p> <p>○具体的には、松本先生のいう「地域デザイン人材」。言い換えれば、つなぎ役・お世話焼き的人材、コーディネーターが必要ということです。そういう人を町内で発掘できれば申し分ないが、いなければ外部から連れくることも必要ではないかと思えます。</p> <p>○今後の論議で、そうした社会的包摂に向けての文化芸術活動のアイデアなどを出していければありがたい。</p>
事務局	<p>○何か追加の意見がありましたら、事務局にお寄せ下さい。次回にでもお答えさせていただきます。それでは、事務局から連絡事項です。</p> <p>○連絡事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 次回のスケジュールは、委員長、副委員長等と9月頃を目途に調整し、案内する。 2) 本日配布した「中和・西和広域連携における公共施設の共同利用等検討支援業務（新たな広域連携促進事業）概要」について説明する。これは、さる7月17日の議会の臨時会での補正予算の説明資料である。広陵町を中心とした周辺市町（3市4町）による、公共施設の広域連携（共同利用）について検討するワーキンググループ（勉強会）を立ち上げ検討していたところ、今年度、総務省の「新たな広域連携事業」補助金を活用して、公共施設の共同利用等について学識者等も参加して検討を行うものである。詳細は資料参照。
中川委員長	<p>何かご質問・ご意見はありませんか。</p> <p>なければ、本委員会はこれで閉会とさせていただきます。</p>

以上